

# 児童福祉司等専門職の人材確保対策事業委託業務仕様書

## 1 事業の趣旨

児童相談所にて児童虐待や各種相談に対応する児童福祉司等の専門職の確保に向けて、県が実施する職場見学会、業務説明会、採用試験等の情報について、受験候補者(※)となる学生等に対する広報を積極的に実施する必要がある。

以上の業務を実施することで、ひとりでも多くの就職活動中の学生に児童相談所、児童福祉司等の児童相談所の業務についての理解を深めてもらい、本県への就職に結びつけていく。

(※)受験候補者に必要な資格等要件 別紙1のとおり

## 2 業務の概要

本業務は、奈良県が児童相談所で従事する児童福祉司等を確保するにあたり、Web 媒体等の利用について支援を行うものとする。

## 3 委託期間

委託契約の締結日から令和4年3月25日

## 4 委託料

金1,100,000円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

## 5 業務内容

確保が必要な職種：児童福祉司、心理判定員

### (1) 求人サイトでの支援

- ①県が提供する情報を求人サイトへ掲載し、更新・修正すること。
- ②児童福祉司等の受験候補者となる学生等の求人サイト登録者に対し、メール等の手段により20,000通以上情報配信すること。ただし、対象者は県内在住者から優先して抽出すること。
- ③県が実施する児童福祉司向け業務説明会及び施設見学会の予約を受け付けること。

### (2) パンフレットの作成及びデザイン・レイアウト

- ①サイズはA4とし、フルカラーとする。ページ数については、4ページ程度とすること。
- ②ターゲットは、主として令和4年度3月卒業予定の新卒者、翌年度以降受験を検討している者(大学2～3年生を想定)を対象として広報するもの
- ③掲載内容は以下の内容を基本とし、必要な情報は奈良県から提供する。
  - ・採用試験情報(専門職の業務内容、勤務条件、待遇等)
  - ・職員インタビュー記事(インタビューは県で実施、インタビュー時の写真撮影は受託者で実施)
  - ・奈良県で勤務をすることの魅力



④納品形式：イラストレーター形式及びパワーポイント形式

⑤納品期限：令和3年8月30日

(4) 著作権・版権の帰属

本件業務委託により作成された成果品及び写真、イラスト等の著作権・版権は奈良県に帰属する。ただし、上記により難しい場合は協議の上決定する。

## 6 その他

(1) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の取扱いについて、奈良県個人情報保護条例等関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために活用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することができる。

(4) 事業実施報告

受託者は、委託業務終了後、その結果について事業実施報告書を作成し、県に提出すること。なお、事業実施の途中においても、県が報告を求めた際には、速やかに応じること。

(5) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(6) その他

委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県子ども家庭課と協議のうえ、定めることとする。

## 7 連絡先

奈良県文化・教育・くらし創造部子ども・女性局子ども家庭課児童虐待対策係  
TEL:0742-27-8605 FAX:0742-27-8107



◎受験候補者に必要な資格等要件

【児童福祉司】

児童福祉司の任用資格を有する者、又は取得見込みの者

- ・ 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- ・ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者
- ・ 医師
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 公認心理師
- ・ 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者

【心理判定員】

- ・ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人、又は卒業見込みの人



## 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者(同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

